

屋外広告物 ガイドブック



松 阪 市

屋外広告物ガイドブック（目次）

①	屋外広告物を表示される方へ	・・・ 1
②	規制概要図（松阪市のホームページをご覧ください。）	・・・ 2
③	屋外広告物条例の概要	・・・ 3
	・ 条例の目的	・・・ 3
	・ 屋外広告物とは	・・・ 3
	・ 屋外広告物の管理・屋外広告物の除却	・・・ 4
	・ 禁止物件	・・・ 5
	・ 禁止地域	・・・ 6
	・ 許可地域	・・・ 7
	・ 適用除外	・・・ 7
	・ 屋外広告物沿道景観地区	・・・ 10
	・ 屋外広告物の許可申請・変更許可申請・届出・許可の更新	・・・ 14
	・ 屋外広告物の登録	・・・ 15
	・ 広告主の責務	・・・ 17
	・ 措置命令・罰則	・・・ 18
④	許可基準の概要	・・・ 19
	・ 建物を利用する広告物 （壁面広告・突出広告・屋上広告）	・・・ 19
	・ 独立して設置される広告物 （広告板・広告塔・サインポール）	・・・ 20
	・ その他の広告物 （気球広告・広告用垂幕・電柱等に表示する広告・ 管理広告・道標・案内図板）	・・・ 22
⑤	屋外広告物許可申請手続き	・・・ 25
	・ 新規申請	・・・ 25
	・ 継続申請	・・・ 26
	・ 変更許可申請	・・・ 26
	・ 変更届	・・・ 26
	・ 除却（滅失）届	・・・ 26
⑥	屋外広告物許可手数料	・・・ 28

1

屋外広告物を表示される方へ

1 広告物を設置する場合は、**原則**許可が必要です

次のような広告物を設置する場合は、許可が必要となります。許可手続きを行っていない広告物がある場合は、都市計画課景観係までご相談ください。

(1) 営業のために店舗や工場等の敷地内に設置する広告物

広告物の表示面積が1方向につき10㎡を超える場合は、許可が必要となります。

※複数の広告物を設置している場合は、合計した面積となります。

詳しくは、**自家用広告物の平面図見本(27頁)**を参照してください。

(2) 営業のために上記以外の場所（道路の沿線等）に設置する広告物

大きさや規格にかかわらず、全ての広告物について、許可が必要となります。

詳しくは、都市計画課景観係へご確認ください。

2 広告物の発注は登録業者へ

広告物の設置を業者に発注する場合は、登録業者であることを確認してください。

三重県屋外広告物条例の規定により、広告物の設置を業務とする場合は、登録が義務付けられています。詳しくは三重県県土整備部都市政策課（TEL059-224-2748）や三重県ホームページでご確認ください。

3 適正な管理

台風や地震で広告物が倒壊したり落下したりしないよう、定期的に点検を行って下さい。許可不要の広告物等についても、3年以内ごとの点検が義務付けられています。**(条例第11条)**

設置者や管理者が責任をもって、広告物を常に良好な状態に保ってください。**(条例第15条)**

4 継続して設置する場合は、更に許可が必要です

許可期間満了後も引き続き表示する場合は、期間満了日の10日前までに継続許可申請を行ってください。

5 自主撤去

期間が満了したときや表示が不要となったときは、設置者はただちに屋外広告物を撤去し、除却（滅失）届を都市計画課景観係へ提出してください。

次のような場合は、屋外広告物条例の規定により処罰されることがあります。

- ★ 禁止区域、禁止物件に広告物を掲示した場合
- ★ 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
- ★ 無許可で変更、改造した場合
- ★ 許可期間が過ぎても撤去しなかった場合
- ★ 許可の条件に付された条件や、措置命令に違反した場合

2 規制概要図

※ ホームページから松阪市屋外広告物規制区域図をご覧ください

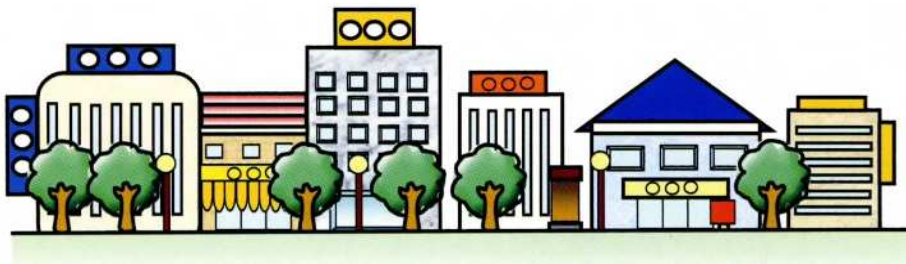
3 三重県屋外広告物条例の概要

条 例 の 目 的(条例第 1 条)

屋外広告物は、情報の伝達や街の活性化に不可欠なものです。無秩序な氾濫は自然の風致や街の景観を損なうことになりかねません。また屋外広告物の設置や管理が適切に行われない場合には、転倒や落下により、歩行者等に危害を加えるおそれもあります。

このため、本市では、三重県屋外広告物条例に基づき、**良好な景観の形成、美観風致の維持、公衆に対する危害の防止**という3つの観点から、必要な規制を行っており、この冊子はその概要をお知らせするものです。

なお、詳細については、松阪市都市計画課景観係までお問い合わせください。



屋外広告物の定義(条例第 1 条の 2)

屋外広告物法は、屋外広告物を「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と定義しています。従って、この条件にあてはまるものは、ポスター、行事や催事の案内、道路案内等であっても、内容や公共性、営利性を問わず屋外広告物として条例の適用を受けることになります。

また、広告物を取り付ける枠や台なども、広告が表示されているかどうかにかかわらず、掲出物件として条例の適用を受けることになります。

(広告物の例)

貼り札等→容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている貼り札その他これに類する広告物をいいます。

広告旗→容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができ

る状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいいます。

立看板等→容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいいます。

屋外広告物の管理

1 管理者（条例第16 条）

屋外広告物の許可を受ける場合は、管理者を置く必要があります。また、許可を受けた広告物について、管理者を変更したとき等は、届出を行う必要があります。

2 屋外広告物の除却（条例第18 条）

屋外広告物を掲示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときは、ただちに屋外広告物を除却しなければなりません。これらに該当するにもかかわらず、除却しなかった場合は、措置命令の対象となります。

また、許可を受けた屋外広告物を除却した場合は、遅滞なく届出を行う必要があります。

3 立入検査（条例第20 条）

屋外広告物の設置者や管理者に報告や資料の提出を求めたり、立入検査を行う場合があります。これらを拒んだり、虚偽の報告をした場合は罰則の対象となります。

管理義務について(第15 条)

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの又は管理する者は、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持する義務があります。

禁止広告物（条例第7 条）

屋外広告物は、維持・補修などの管理を行い、常に良好な状態に維持する必要がありますが、特に次のような広告物は、禁止広告物として掲示が禁止されています。

なお、これらの規定に違反した場合は、措置命令の対象となります。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

適用除外として定められている場合を除き、次のような物件には、屋外広告物を掲示できません。

なお、掲示した場合は措置命令や罰則の対象となります。

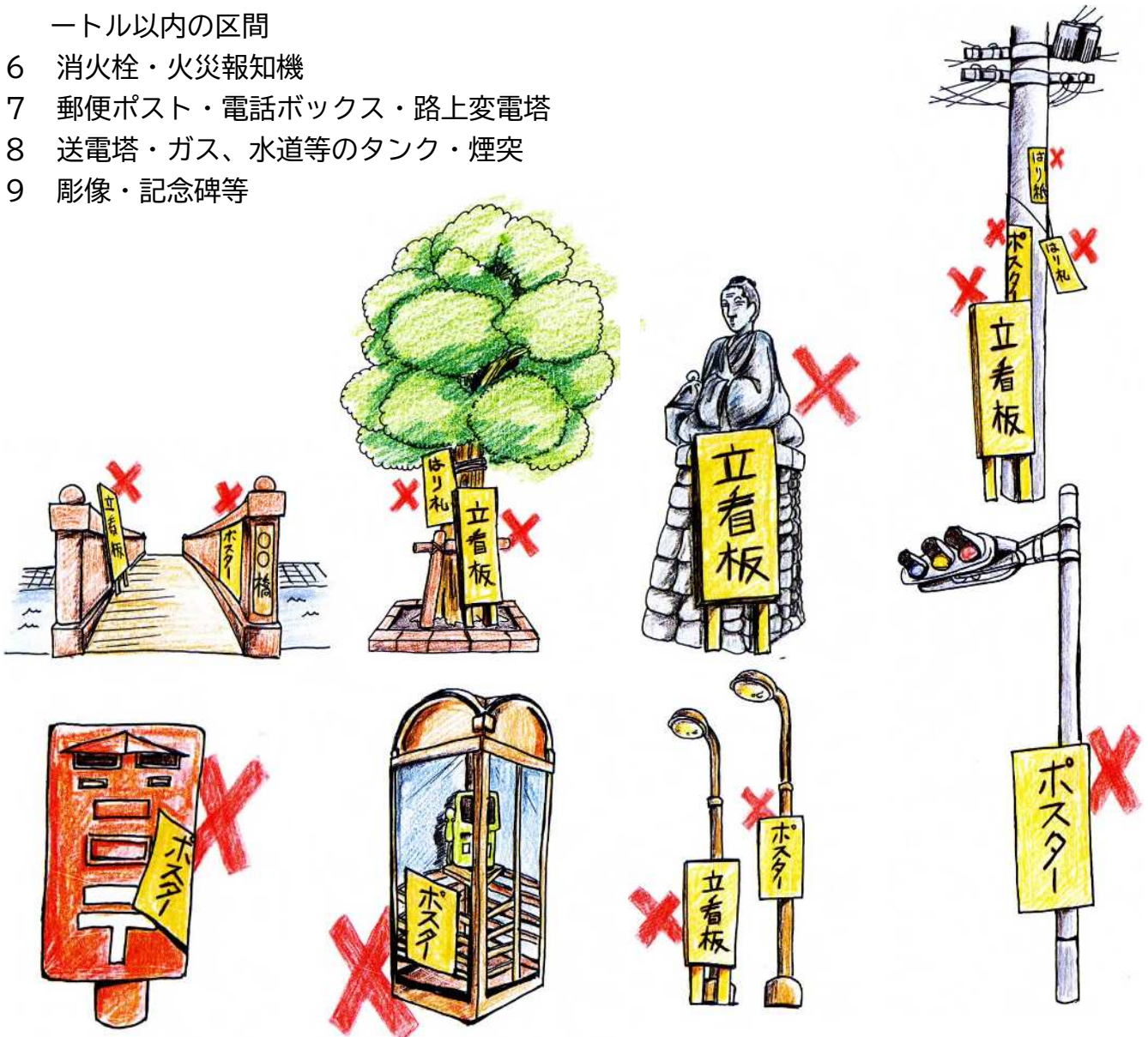
- 1 橋梁・トンネル・高架構造・歩道橋・こう門及び樋門
- 2 道路・鉄道の擁壁・道路の分離帯・地下道上屋等
- 3 街路樹・路傍樹・植樹帯
- 4 信号機・道路標識※・里程標・道路情報管理施設・カーブミラー・歩道柵（ガードレールを含む）・駒止等

※道路管理者が設置を承認した案内標識は除かれます。

- 5 市長が指定する区域内にある電柱・街灯柱等

（例）国道・都市計画区域内の主要地方道（県道）の交差点にある信号機から10メートル以内の区間

- 6 消火栓・火災報知機
- 7 郵便ポスト・電話ボックス・路上変電塔
- 8 送電塔・ガス、水道等のタンク・煙突
- 9 彫像・記念碑等



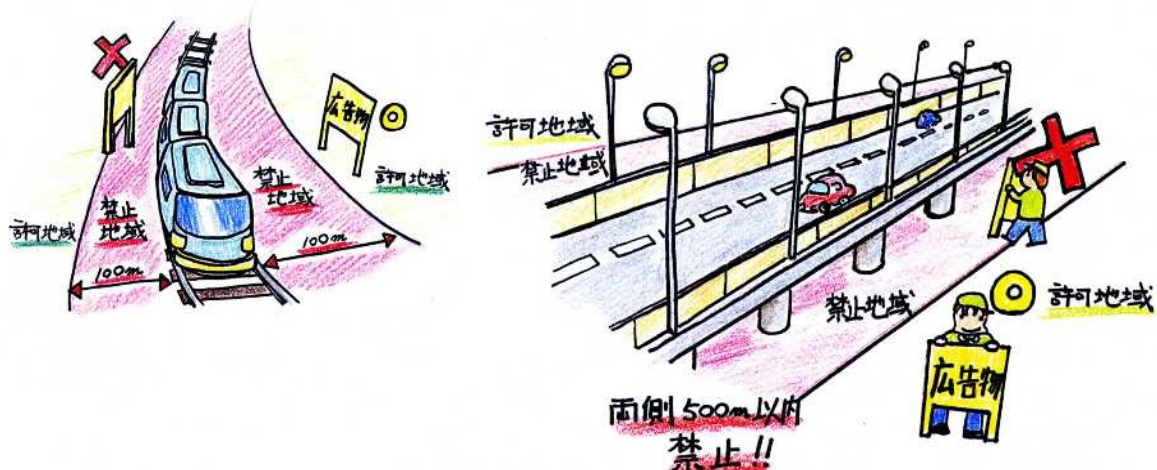
禁止地域

適用除外として定められている場合を除き、次の地域・場所では屋外広告物を掲示できません。

また、掲示した場合は措置命令や罰則の対象となります。

なお、詳細については、都市計画課景観係窓口までお問い合わせください。

- 1 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・田園住居地域・景観地区・風致地区・伝統的建造物群保存地区・特別緑地保全地区
※ ただし、市長が指定した区域については許可地域となります。
- 2 国宝・重要文化財・重要有形民族文化財・県指定文化財に指定された建物の周囲50メートル以内の地域
- 3 史跡名勝天然記念物・県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域
- 4 魚つき保安林・風致保安林の地域
- 5 高速道路・自動車専用道路とその両側500メートルの区域で道路から見える地域
- 6 道路・鉄道のうち市長が指定する区間及びその両側の地域
- 7 都市公園・緑地（地方公共団体・国のものやその援助に係るもの・カントリーパーク）
- 8 自然公園法による特別保護地区
- 9 原生自然環境保全地域・自然環境保全地域
- 10 県自然環境保全地域内の特別地域
- 11 古墳・墓地
- 12 駅前広場
JR：松阪駅前広場 近鉄：松阪駅前広場
- 13 官公署・及び、国・地方公共団体が設置した図書館・学校・博物館・美術館・体育館・公民館・公衆便所等の建物及び敷地



許可地域

適用除外として定められている場合を除き、松阪市内では、屋外広告物を掲示する際に許可が必要です。無許可で掲示した場合は、措置命令や罰則の対象となります。

また、これらの屋外広告物には、許可の証票を貼りつける必要があり、証票を貼り付けていない場合も、罰則の対象となります。

なお、詳細については、松阪市都市計画課景観係までお問い合わせください。

- 1 松阪市全域（禁止地域は制限有）
- 2 道路・鉄道のうち、掲示が禁止されている区間の両側の地域
- 3 道路・鉄道のうち、市長が指定する区間及びその両側の地域
- 4 県自然環境保全地域内の普通地区

適用除外

- 1 次の屋外広告物は、許可を受けることなく、禁止物件、禁止地域、許可地域に係わらず掲示できます。
 - ① 法令により規定により掲示する屋外広告物
 - ② 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立看板等
 - ③ ベンチ、くずかご等に寄贈者の氏名等を掲示するもので、規則に適合するもの
 - ④ 送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、タンクの類に自己の営業のために掲示する屋外広告物
- 2 次のような屋外広告物は、禁止地域、許可地域に係わらず許可を受けることなく掲示できますが、禁止物件に掲示することはできません。
 - ① 事務所、営業所等に自己の営業のために掲示する屋外広告物（**自家用広告物**）で、表示面積の合計が10㎡以下のもの
※ ただし、地域によりネオンサインの内、赤色のもの、点滅式のもの、管が露出したものは適用除外とはなりません。詳細は松阪市都市計画課景観係までお問い合わせください。
 - ② 土地、建物等の管理のため「〇〇株式会社所有地」等と掲示する屋外広告物（**管理用広告物**）で、表示面積の合計が3㎡以下のもの
 - ③ 工事現場の板塀・仮囲いに掲示する屋外広告物
 - ④ 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に掲示する屋外広告物
 - ⑤ 講演会、展覧会、音楽会のため会場の敷地内に掲示する屋外広告物
 - ⑥ 人、動物、車両、船舶等に掲示する屋外広告物
※ ただし、三重県ナンバーの路線バス等は、適用除外とはなりません。

⑦ 公共掲示板に掲示する広告物

⑧ 国、地方公共団体が掲示する屋外広告物

※ ただし、公益性・緊急性の高いものは、届出をもって禁止物件にも掲示できます。

3 次の屋外広告物は、許可を受けた場合に限り、禁止地域、許可地域に係わらず掲示できます。

① 自家用広告物で許可基準に適合するもの

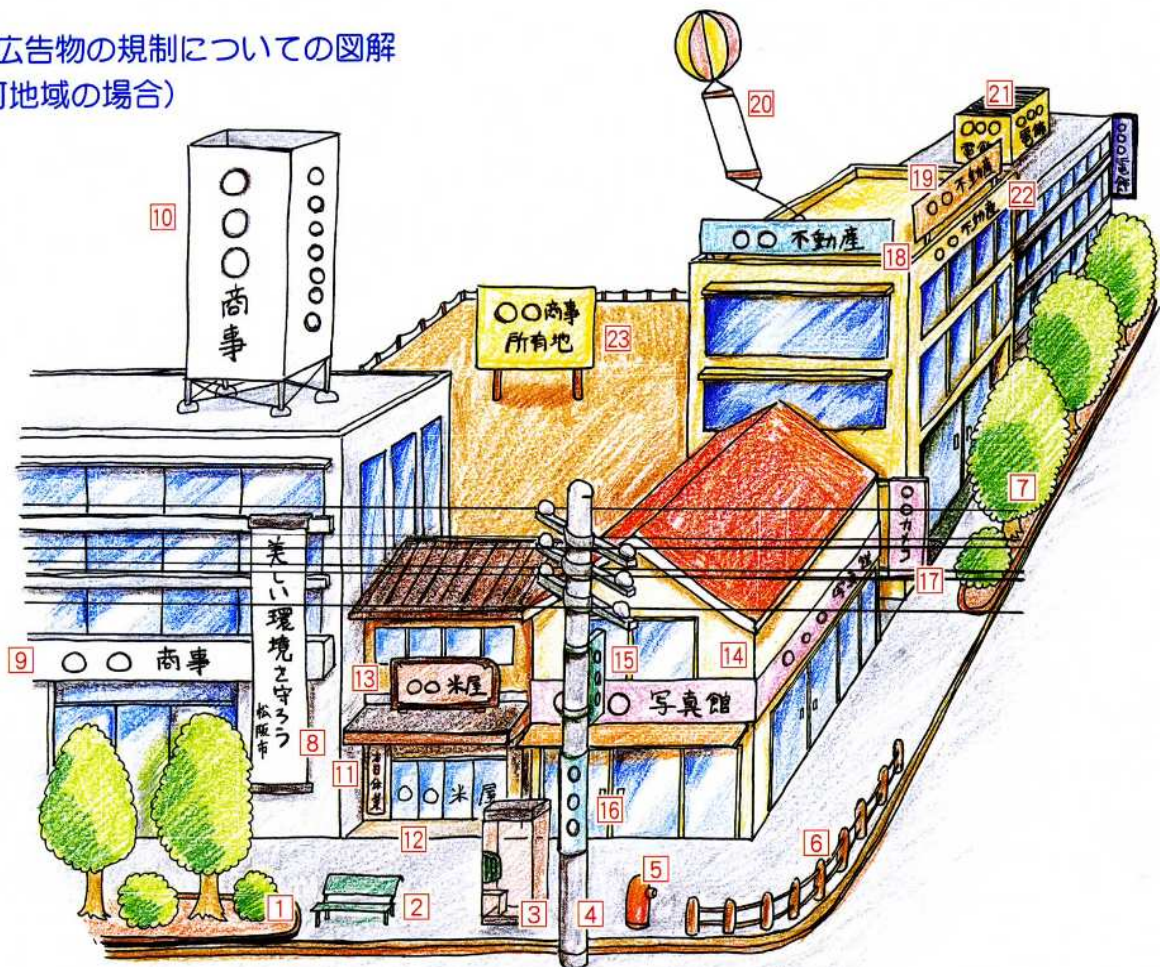
② 管理用広告物で表示面積が7㎡以下のもの

③ 表示内容が施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現で、表示面積が1.5㎡以下、地は緑色、文字等は白色の屋外広告物（道路・案内図板）

4 はり紙の類は、掲示する場所の所有者か管理者の許可を受け、しかも掲示してから10日以内に自分で除去することを明示してあれば、届出のみで掲示できます。ただし、禁止地域や禁止物件に掲示することはできません。

屋外広告物は、三重県屋外広告物条例により規制されています。

屋外広告物の規制についての図解
(許可地域の場合)



禁止物件

①・⑦街路樹・路傍樹・植樹帯 ③電話ボックス ④電柱（市長が指定した区域内は禁止）
⑤消火栓 ⑥歩道柵

許可広告物（⑮⑯⑳）

適用除外広告物（許可を要しない）

②寄贈ベンチ（規則で定める基準内に限る） ⑧市等の行う公共的目的をもったもの
⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑰⑱⑲⑳㉑㉒自家用広告物（一方向 10 m²以内のもの）㉓管理上必要な広告物（3 m²以内のもの）

（注）自家用広告物について一方向の合計面積が 10 m²をこえるものについては許可が必要となります。

また、たとえ適用除外広告物であっても、汚い広告物（著しく汚染したもの、色がはげたもの又は塗料の落ちたもの）、危険な広告物（破損または老朽したもの、倒壊又は落下の恐れがあるもの）、交通安全を阻害する広告物は、掲出を禁止されています。

– 10 –

◆ 屋外広告物沿道景観地区基本方針

■ 基本構想

近年、先人から受け継いだ美しい自然環境や自然景観を、次の世代に引き継ぐため、美しい景観づくりを推進する機運が高まってきています。そこで、松阪市では自然、農山村、都市、歴史・文化的な景観を保全、活用した松阪特有の景観や地域のシンボルとなるような景観づくりを進めています。

平成 20 年度に策定の松阪市景観計画において、この地域は、雲出川沿い田園地区及び丘陵地区の一部に位置づけられ、のどかな田園景観や住宅団地・工業団地などと里山の緑とが調和した景観の保全・創出が求められています。

このため、この地区の自然環境と風景を損なうことのないよう、その地域特性を生かした広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行ない、より良い広告景観に誘導するものです。

■ 基本的事項

- 屋外広告物は、自然景観を阻害するものでないこと。
- 屋外広告物は、可能な限り広告物間の距離を取ること。
- 屋外広告物は、可能な限り周辺の広告物とのバランスを取ること。特に高さは、統一性を確保すること。
- 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとする。

■ 区域

- 指定道路端から両側 100m 以内の範囲。

◆ 掲出基準

◎美観風致維持基準（維持基準）

三重県屋外広告物施行規則別表の許可基準に代えて適用する基準であり、この基準を満たしていない屋外広告物は、設置することができません。

なお、現に適法に表示されていた広告物については、その残存耐用年数の期間内は、現行のまま掲出することができます。

耐用年数の例

金属製の広告板・広告塔	20年
木製の広告板・広告塔	10年

◎景観形成指導基準（指導基準）

より美しい沿道景観を形成するために、尊重していただくべき基準です。

(1) 共通基準

維持基準	指導基準
広告面の色彩は、無彩色を含む5色以内とすること。(写真については広告面の1/2以内とする。) 広告面の色彩は、蛍光色を避けること。 ネオンサイン・LED(点滅・画面が変化する場合)は使用しないこと。	広告面のベースカラーは、三重県景観色彩ガイドラインの自然的景観をイメージした色彩を用いること。 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。

(2) 禁止地域の自家用広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
a 壁面広告	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/5以下	壁面面積の1/10以下
b 屋上広告		1面の面積が15㎡以下 横長であること	1面の面積が10㎡以下 横長であること
	建物の高さの1/3以下 かつ高さ7m以下	建物の高さの1/4以下 かつ高さ5m以下	建物の高さの1/4以下 かつ高さ5m以下
		屋上、壁面及び突出を含め 建築物1棟につき1方向 2個以下	屋上、壁面及び突出を含め 建築物1棟につき1方向 2個以下
c 広告板	1面の面積が15㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下
d 広告塔	総面積が40㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ5m以下
e サイン ポール	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ5m以下
f 広告旗	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下

(3) 許可地域の自家用広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
a 壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/3以下	壁面面積の1/5以下
b 屋上広告		1面の面積が25㎡以下 横長であること	1面の面積が20㎡以下 横長であること
	建物の高さの2/3以下 もしくは高さ20m以下	建物の高さの1/3以下 かつ高さ10m以下	建物の高さの1/3以下 かつ高さ10m以下
		屋上、壁面及び突出を含め	屋上、壁面及び突出を含め

		建築物1棟につき1方向 3個以下	建築物1棟につき1方向 3個以下
c 広告板	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が25㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ10m以下
d 広告塔	総面積70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が12.5㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ10m以下
e サイン ポール	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下
f 広告旗	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下	1面の面積が2㎡以下

(4) 許可地域の一般広告物

	許可基準	維持基準	指導基準
a 壁面広告	壁面面積の1/2以下	壁面面積の1/4以下	壁面面積の1/7以下
b 屋上広告		1面の面積が20㎡以下 横長であること	1面の面積が15㎡以下 横長であること
	建物の高さの2/3以下 もしくは高さ20m以下	建物の高さの1/3以下 かつ高さ7m以下	建物の高さの1/4以下 かつ高さ7m以下
		屋上、壁面及び突出を含め 建築物1棟につき1方向 3個以下	屋上、壁面及び突出を含め 建築物1棟につき1方向 3個以下
c 広告板	1面の面積が35㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が20㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が5㎡以下 高さ10m以下
		広告物間を5m以上離す こと	広告物間を50m以上離 すこと
d 広告塔	総面積が70㎡以下 高さ15m以下	1面の面積が10㎡以下 高さ10m以下	1面の面積が2.5㎡以下 高さ10m以下
		広告物間を5m以上離す こと	広告物間を50m以上離 すこと
e サイン ポール	1面の面積が5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積5㎡以下 高さ7m以下	1面の面積5㎡以下 高さ7m以下
		広告物間を5m以上離す こと	広告物間を50m以上離 すこと
f 広告旗	1面の面積が2㎡以下	禁止	禁止

(5) 禁止地域等における管理広告

	許可基準	維持基準	指導基準
管理広告	1面の面積が7㎡以下	1面の面積が3㎡以下	1面の面積が1.5㎡以下
	必要な文言に限る	必要な文言に限る	必要な文言に限る

(6) 禁止地域等における道標、案内図板

	許可基準	維持基準	指導基準
道 標 案内図板	1面の面積が1.5㎡以下	1面の面積が1.5㎡以下	1面の面積が1.5㎡以下
	地は緑色、文字等は白	地は茶色、文字等は白	地は茶色、文字等は白
	1事業所2本以下	1事業所2本以下	1事業所2本以下
	必要な文言に限る	必要な文言に限る	必要な文言に限る

広告物協定地区

すぐれた景観を保全するためには、行政の取り組みだけでなく地域住民の取り組みも必要となります。広告物協定地区制度は、景観形成のために関係者が自主的に締結した広告物に関する協定を、県が認定し、助言する制度です。

許可申請

許可申請手続きについては「25 頁の 5. 屋外広告物許可申請の手続き」を参照してください。

許可期間は、原則として1年以内となっています。ただし、堅ろうな広告物等(※)で許可基準に適合するものについては3年以内、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗又はこれらに類似する広告物については60日以内となっています。

なお、許可の際に条件を付することがありますが、この条件が守られていない場合は、許可の取り消しの対象となり、また、許可の証票を貼り付けていない場合は、罰則の対象となります。

※堅ろうな広告物等の基準(規則第7条)

鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、かつ、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項において準用する同法第6条の2第1項の規定に基づき同法第77条の21第1項の指定確認検査機関の確認を受けたもの又は同法の基準に準じて建築士が安全性を認めたもの。

変更許可申請、届出

1 次の場合を除き、許可を受けた屋外広告物を変更、改造しようとする時は、変更許可申請を行う必要があります。無許可で変更、改造した場合は、許可の取り消しや罰則の対象となります。

- ① 許可申請の内容や、許可の際に付された条件の範囲内で補修、塗り替えをする場合。
- ② 劇場、映画館、路線バス等で、掲示物件を変更せずに、掲示される屋外広告物のみを短時間に、かつ定期的に変更する場合。

2 許可を受けた屋外広告物について、次の場合に該当する場合は遅滞なく届出を行う必要があります。

- ① 管理者を設置・変更した場合
- ② 屋外広告物を引き継いだ場合・譲渡した場合
- ③ 設置者が氏名・住所・名称を変更した場合
- ④ 屋外広告物を除却した場合、滅失した場合

許可の更新

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を掲示する場合は、安全性について点検を行って下さい。なお表示面積1㎡以上かつ、高さ4m超のものは有資格者による点検が必要となります。また、1㎡以上の広告物は、点検後の写真を添えて、その結果を市長に報告するとともに期間満了日の10日前までに継続許可申請を行い許可の更新を受ける必要があります。(条例第11条、規則第9条)

ただし、はり紙、はり札、立看板のうち簡易なものについては、継続許可申請を行うことはできません。

また、更新に際して、条件を付けることがあります。この条件が守られていない場合は、許可の取り消しの対象となります。

点検者の資格一覧

①屋外広告士②建築士(1級、2級、木造)③電気工事士(第1種、第2種)④電気主任技術者(第1種、第2種、第3種)⑤職業訓練指導員(帆布製品科、広告美術科)⑥技能検定合格者(帆布製品製造、広告美術仕上げ)⑦特定建築物調査員(建築基準法施行規則に規定する調査員)⑧(一社)日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者

屋外広告業の登録

屋外広告業者は、次のことを行わなければなりません。

- ① 営業所ごとに業務主任者を置き、法令の遵守その他業務の適正な実施を確保するための業務を行わせなければなりません。
- ② 営業所の店頭等に登録番号、登録年月日等を記載した標識を掲示しなければなりません。
- ③ 営業所ごとに帳簿を備え付け、営業に関する事項を記録しておく必要があります。

なお、登録の詳細については、三重県県土整備部都市政策課（TEL059-224-2748）までお問い合わせ下さい。

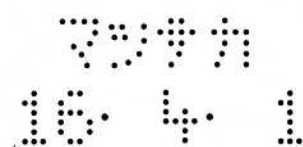
許可の取り消し

次のような場合は、屋外広告物の掲示の許可を取り消すことがあります。

- 1 許可の際に付した条件に違反した場合
- 2 無許可で屋外広告物を変更・改造した場合
- 3 措置命令に違反した場合
- 4 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けた場合

許可を受けたり、届出をした広告物には、次のような表示がしてあります。

はり紙・ポスター類許可証



第9号様式
屋外広告物届出押印



第10号様式
屋外広告物許可証



第10号様式の2
屋外広告物許可押印



広告主の責務

1 広告主の債務

広告主が、自ら設置・管理する場合は、屋外広告物条例を遵守する必要があります。

また、屋外広告物の設置や管理を屋外広告物業者に依頼した場合についても、広告主は、その屋外広告物が条例に違反することなく適正に設置、管理されるよう必要な措置を講じる必要があります。

2 指導助言等

屋外広告物が条例に違反しているときは、広告主に対して、指導や勧告を行う場合があります。また、特に必要と認められる場合は、違反広告主の氏名や違反の状況をホームページ等により公表することがあります。

3 屋外広告業登録業者

屋外広告物の設置や管理を業務として行う場合は、屋外広告業の登録が必要となりますので、これらの業務を依頼する場合は、その屋外広告業者が、三重県に登録を行っているか確認してください。三重県に登録されている屋外広告業者は、店頭などに登録番号が記載された下記のような標識を掲示しています。また、三重県県土整備部都市政策課（TEL059-224-2748）や三重県のホームページでも確認することができます。

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人にあっては、その 代表者の氏名	
登録番号	三重県屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称及び業務 主任者の氏名	

屋外広告業者登録票

措置命令

次のような場合は、必要な措置を命ずることがあります。また簡易な屋外広告物(貼り紙、貼り札等)については、職権で除却(簡易除却)することがあります。

- 1 禁止物件・禁止地域に屋外広告物を掲示した場合
- 2 許可地域に許可無く屋外広告物を掲示した場合
- 3 屋外広告物の良好な管理が行われていない場合
- 4 禁止されている広告物を掲示した場合
- 5 除却しなければならないのに除却しなかった場合

罰則

次のような場合は、罰則の対象となります。またこれらの罰則規定は、屋外広告物を設置した従業員と屋外広告業者の両者に対して適用されることがあります。

- 1 措置命令に違反した場合
- 2 禁止物件・禁止地域に屋外広告物を掲示した場合
- 3 許可地域に許可無く屋外広告物を掲示した場合
- 4 無許可で屋外広告物を変更・改造した場合
- 5 除却しなければならないのに除却しなかった場合
- 6 屋外広告業に係る届出をしなかった場合
- 7 知事の命令に係わらず営業所に講習会終了者等を置かなかった場合
- 8 屋外広告物に許可の証票を貼り付けなかった場合
- 9 立入検査を拒んだ場合等

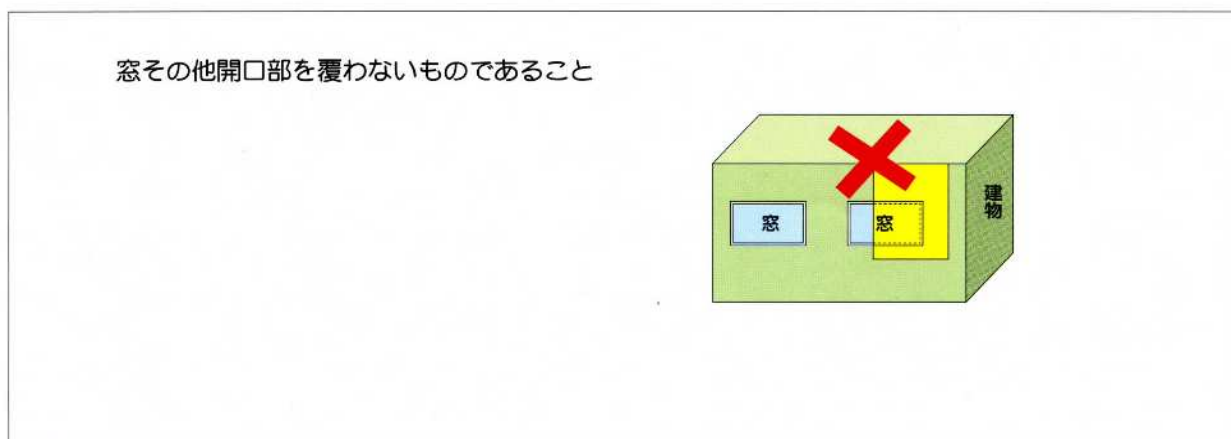
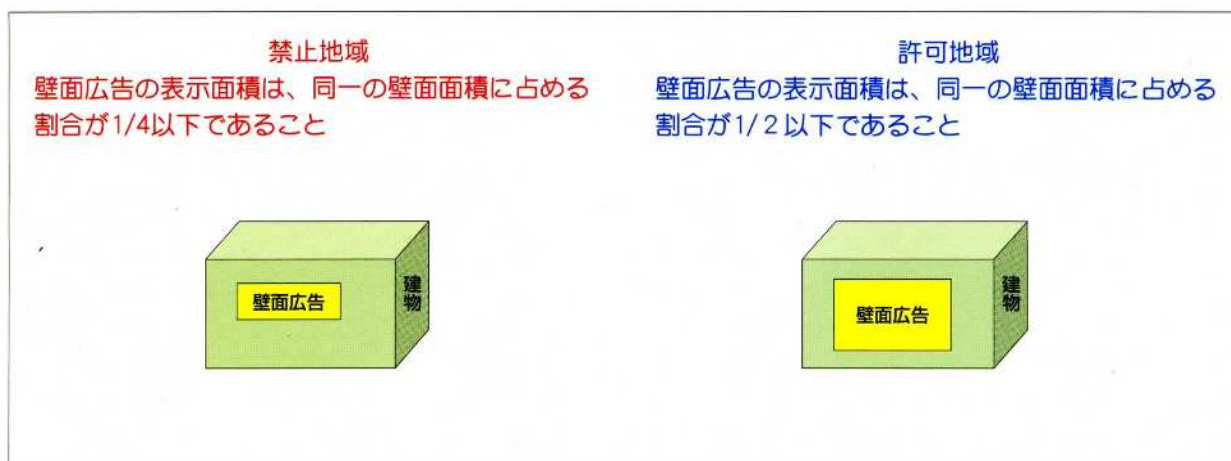
4 許可基準の概要

共通基準

- 1 道路を占用して設ける広告物は、道路法の規定による道路の占用許可及び道路交通法の規定による道路の使用許可を受けていること。
また、交通標識及び交通信号の類と混同し若しくはこれらを隠ぺいし、又は、眩惑させること等により道路交通に影響を与えるものでないこと。
- 2 容易に腐朽し、又は、破損しない材料を使用し、必要な構造計算に関する基準については、建築基準法及びその関係法令に違反しておらずかつ、風雨、地震等の衝動によって容易に破損、倒壊、落下、飛散等のおそれがないこと。
- 3 屋外広告物（自家用広告物を除く。）については、管理者名、住所、電話番号等連絡に必要な事項を見やすい箇所に表示すること。

建物を利用する広告物

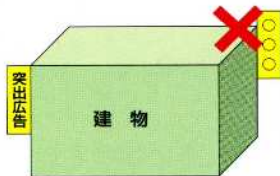
1 壁面広告



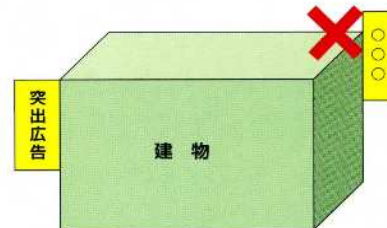
2 突出広告

広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと

禁止地域
突出広告の1面の表示面積が、 10m^2 以下であること



許可地域
突出広告の1面の表示面積が、 20m^2 以下であること

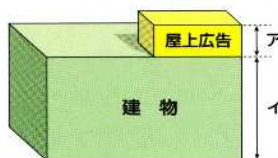


※道路側に突出している広告物は道路専用の許可が必要な場合があります。

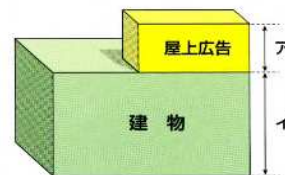
3 屋上広告

地上から広告物の頂点までの高さは（ア＋イ）、 51m 以下であること

禁止地域
アの高さは 7m 以下かつイの高さの $1/3$ 以下



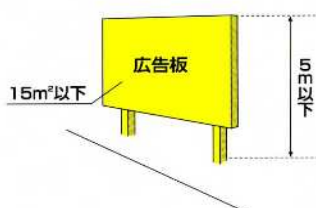
許可地域
アの高さは 20m 以下もしくはイの高さの $2/3$ 以下



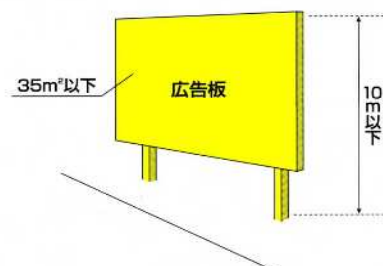
独立して設置される広告物

1 広告板

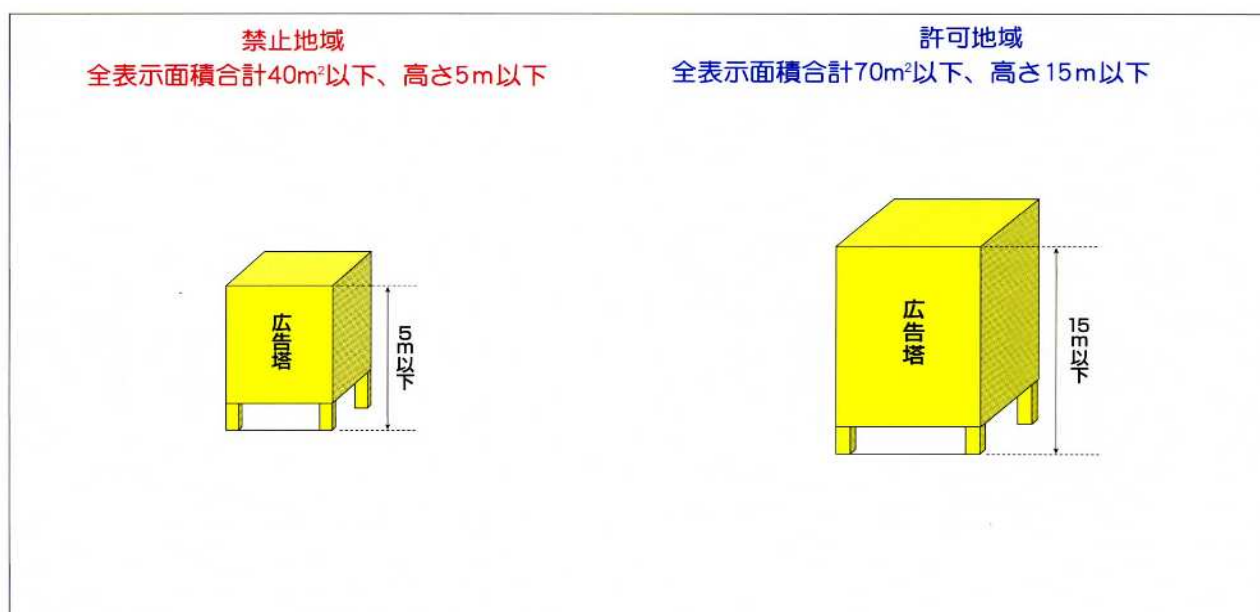
禁止地域
表示面積は1面につき 15m^2 以下、高さは 5m 以下



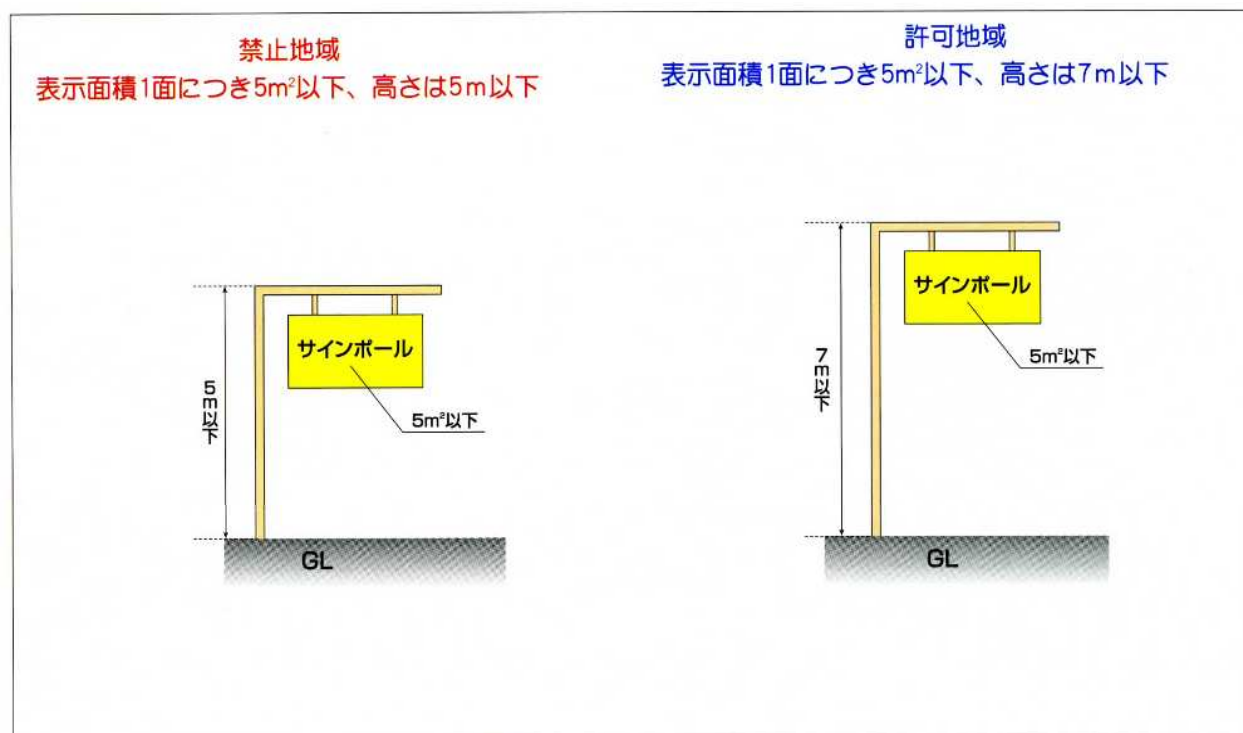
許可地域
表示面積は1面につき 35m^2 以下、高さは 10m 以下



2 広告塔



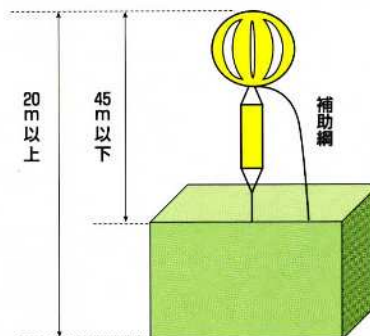
3 サインポール（支柱が1本で吊り下げるもの）



その他の広告物

1 気球広告

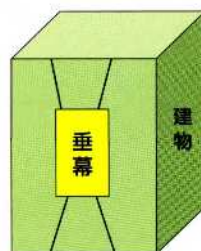
- ① 掲揚中に、電線、煙突、建築物等に接触しないものであること
- ② 広告面にネットを用いてあること



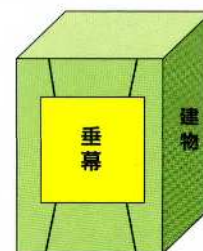
2 広告用垂幕

- ① 広告幕は、幅1.2m以下、長さ15m以下であること（建築物の壁面に掲出する場合は除く）
- ② 建築物の壁面に掲出するものについては1張あたりの大きさは制限せず、すでに掲出しているものを含め次の通りの面積とする

禁止地域
壁面面積の4分の1以下

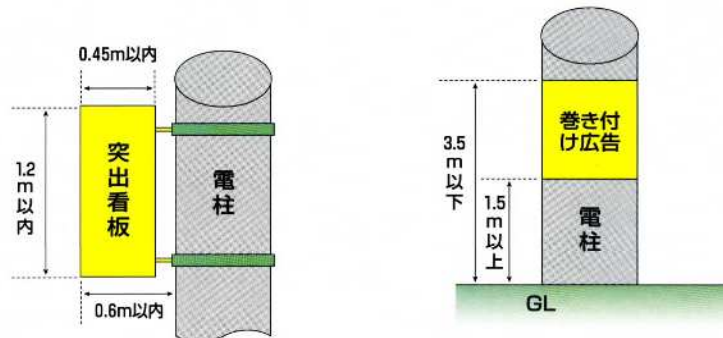


許可地域
壁面面積の2分の1以下



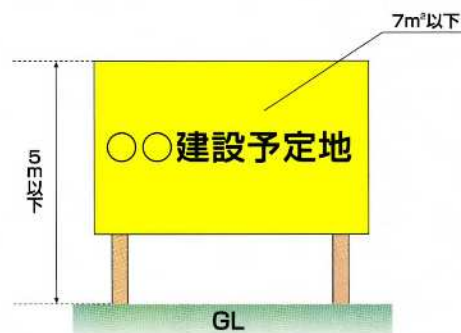
3 電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物

- ① 1本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け又は直接描写する広告物は1巻、突出広告は1個であること
- ② 突出広告は原則として道路と反対側に設置するものとする
- ③ 禁止地域では色彩について地は緑色、文字等は白色に限る



4 管理広告（禁止地域）

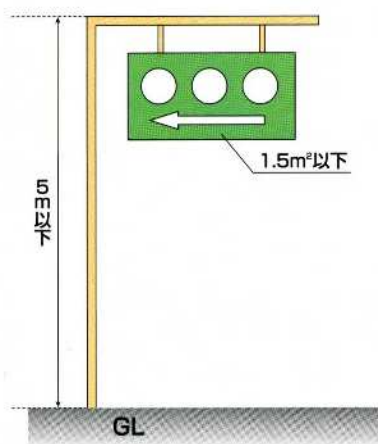
- ① 表示内容は必要な文言に限ること
- ② 表示面積は7m²以下であること



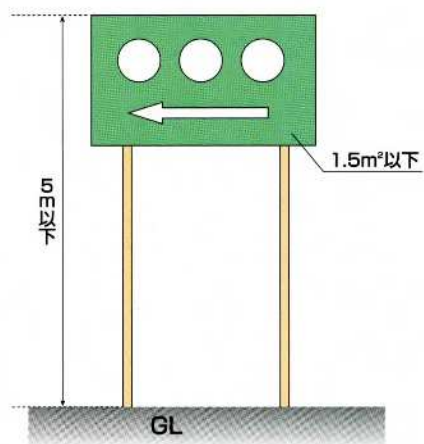
5 道標・案内図板（禁止地域）

- ① 1事業所2本以下
- ② 色彩については、緑地に文字等は白色に限る
- ③ 1面1.5m²以下

サインポールの場合



広告板の場合



5 屋外広告物許可申請手続き

屋外広告物の掲示の許可を受けようとする場合は、次の書類を松阪市建設部都市計画課景観係へ提出してください。

(規定の様式は、ホームページからダウンロードできます。)

1. 新規申請の場合

屋外広告物許可申請書（第1号様式）：2部

第1号様式添付書類

- ① 確約書
- ② 付近見取図
- ③ 形状、寸法、構造等を示す仕様書及び図面
- ④ 色彩、意匠を示す図面
- ⑤ 自家用広告の場合は、敷地内の広告物の配置図（27頁の「平面図見本」参照）
- ⑥ 道路を占用する場合は、道路占用許可証及び道路使用許可証
- ⑦ 高さが4mを越える広告塔・広告板の場合は、建築(工作物)確認済書の写し
※ 屋外広告物の許可申請と建築確認申請を同時に行う等の場合は、窓口にご相談ください。
- ⑧ 自己点検結果報告書（掲出物件が新設の場合は除く）
※ 表示面積1㎡以上、かつ高さ4m超の広告物の場合は、有資格者を証明する書類の写し

[屋外広告物を掲出する際の関係法令など]

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	関係機関・窓口
突出広告物等を道路の上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	・道路管理者（国、県、市）
突出広告物等を道路上空へ掲出するために、道路上で工事又は作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	・松阪警察署
工作物の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	・松阪市（建築開発課） ・確認検査機関

2. 継続申請の場合

屋外広告物継続許可申請書（第4号様式）：2部

第4号様式添付書類

① 自己点検結果報告書

※ 表示面積1㎡以上、かつ高さ4m超の広告物の場合は、有資格者を証明する書類の写し

② 点検後の広告物の写真(平成28年度4月より)

③ 確約書

3. 変更許可申請の場合

屋外広告物変更許可申請書（第5号様式）：2部

第5号様式添付書類

① 付近見取り図

② 形状、寸法、構造等を示す仕様書及び図面

③ 色彩、意匠を示す図面

④ 自家用広告の場合は、敷地内の広告物の配置図

⑤ 道路を占用する場合は、道路占用許可証及び道路使用許可証

⑥ 高さが4mを越える広告塔・広告板の場合は、建築(工作物)確認済書の写し

※ 屋外広告物の許可申請と建築確認申請を同時に行う等の場合は、窓口にご相談ください。

4. 変更届の場合

屋外広告物変更届出書（第6号様式）

5. 除却（滅失）届の場合

屋外広告物除却（滅失）届出書（第7号様式）

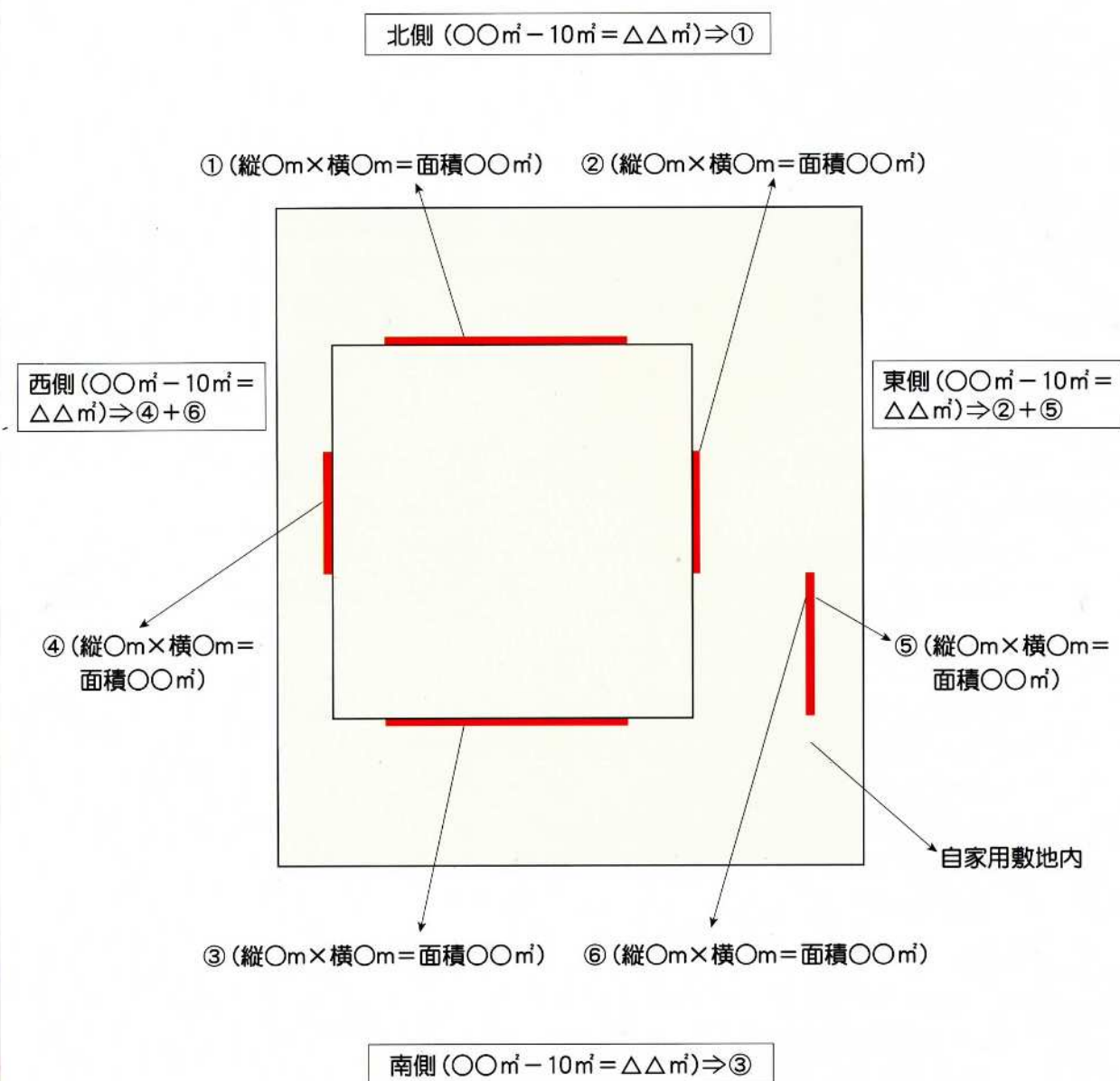
6. LoGo フォームによるオンライン申請

各種手続きについて、オンライン申請も可能です。詳細は松阪市役所のホームページをご確認ください。

(<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/okugai-osirase202208.html>)

自家用広告物平面図 見本

注 縦・横の長さは小数点第1位まで、面積は小数点第2位まで算出してください。
(但し、東西南北の合計面積は小数点第1位まで。)



6 広告物許可手数料

屋外広告物条例に基づく許可（許可の更新を含む）を受けようとする方は、下表に定める額の手数料を納付していただく必要があります。なお、「堅ろうな広告物」についてのみ、許可期間を1年から3年の間で選択して頂くことが出来ます。（基本は1年となります。）

単位：円

区分	単位			A	B (A×1.9)	C (A×2.8)
		30日以内	60日以内	1年以内	2年以内	3年以内
はり紙	100枚	300				
はり札	1枚	150	300			
立看板	1件	300	600			
電柱広告 街灯柱広告	1件			450		
広 告 板 広 告 塔 掲 出 物 件	表示面積 1㎡未満	1個		300	570	840
	1㎡以上 3㎡未満	1個		550	1,050	1,540
	3㎡以上 5㎡未満	1個		800	1,520	2,240
	5㎡以上 10㎡未満	1個		1,500	2,850	4,200
	10㎡以上 20㎡未満	1個		3,000	5,700	8,400
	20㎡以上 25㎡未満	1個		6,000	11,400	16,800
	25㎡以上 30㎡未満	1個		6,800	12,920	19,040
	30㎡以上 35㎡未満	1個		7,600	14,440	21,280
	35㎡	1個		8,400	15,960	23,520
アーチ	1基			3,000		
アドバルーン	1個			800		
広告網・横断幕	1張			300		
その他	1個			300		

- ① 35㎡を越える部分については、5㎡に達するごとに8,400円に800円を加算する。
- ② 広告物の表示又は掲示物件の設置の許可の期間が1年を超えるものの手数料は、次の区分に応じ、それぞれに定める額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、当該端数は10円に切り上げる。

イ 許可の期間が1年を超え2年以下のもの 手数料の額に1.9を乗じた額
 □ 許可の期間が2年を超えるもの 手数料の額に2.8を乗じた額

許可手数料は次の手順により納付書にて納付をお願い致します。
※三重県証紙での納入はできませんのでご注意ください。

新規、継続、変更申請書の送付 (郵送可) **申請者**

※ **申請用紙**は松阪市役所のホームページ (市政情報⇒都市計画)
からダウンロードできます。(http://www.city.matsusaka.mie.jp)



審査 (手数料の確定) 松阪市



納付書 (納付通知書) の発行 松阪市

※ **納付書**は郵送いたします。



許可手数料の納入 (裏面に記載の金融機関は手数料が無料) . . . **申請者**

※ 最寄りの金融機関で納入をお願いします。



許可手数料の納入確認 松阪市

※ 許可通知書を急がれる場合は納付が確認できる文書を
ファックス (0598-26-9118) して下さい。



許可通知書の送付 松阪市

※ **許可通知書**は郵送いたします。

◎ **納付金融機関**

● 指定金融機関

株式会社 三十三銀行 (本店及び各支店)

● 指定代理金融機関

株式会社 百五銀行 (本店及び各支店)

みえなか農業協同組合 (本店及び各支店)

● 収納代理金融機関

株式会社 あいち銀行 (本店及び各支店)

桑名三重信用金庫 (本店及び各支店)

東海労働金庫 (本店及び各支店)

東日本信用漁業協同組合連合会本店 (三重県内の
各支店)

※ 屋外広告物の許可及び指導に関する事務は、
松阪市内で建てられた屋外広告物に限ります。
ご不明な点がございましたらお気軽にご
相談ください。

市外で建てられた屋外広告物については、
各所轄の県庁舎または市町にお問い合わせ
ください。

■屋外広告物担当窓口

松阪市建設部都市計画課景観係

〒515-8515

松阪市殿町 1340-1

TEL(0598)53-4199

FAX(0598)26-9118

<http://www.city.matsusaka.mie.jp>
(屋外広告物)